

中小工業の徒弟問題と対策……………大内經雄……………一
農村隣保館設計圖……………鈴木榮太郎……………二〇

事變下の少年犯罪に就て……………前田偉男……………六

保護少年の家庭……………松岡眞太郎……………五

保護少年取扱方の一節……………齋藤涉……………五

長期建設下の司法保護事業……………佐脇昇雲……………四

社會病理的現象に就いて(續)……………菊池俊諦……………四

歐洲に於ける少年教護事業に就いて……………有賀彰平……………五

職員健康保險及船員保險制度の概要……………川村秀文……………六四

母子保護法施行一周年記念懇談會記録…………………………六

伯林より……………古田誠一郎……………一〇〇

大阪府日本精神發揚週間實施要綱…………………………一〇五

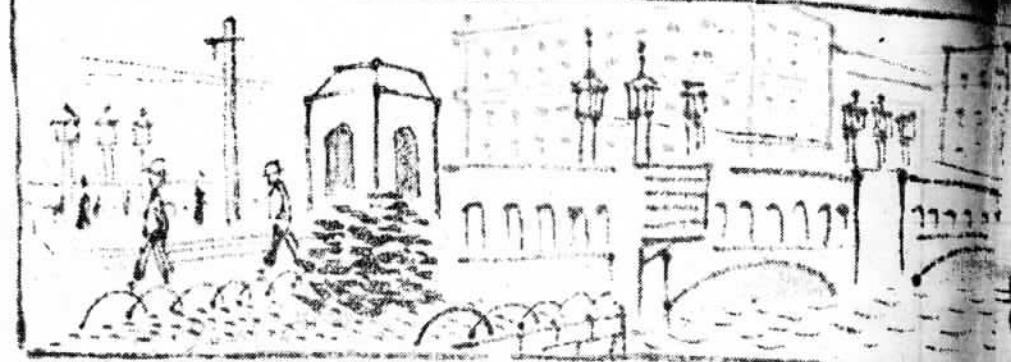
日本精神發揚週間耐寒心身鍛鍊運動實施要綱…………………………一〇六

大阪厚生清報

母子保護法施行一周年記念懇談會……………	一〇九
精神薄弱兒童養護展覽會……………	一〇九
保護少年相談所三ヶ所に開設……………	一〇九
雜誌「關西司法保護」を發行……………	一〇九
半島同胞に國語讀本……………	一〇九
新病棟開く刀根山病院……………	一〇九
速記の講習……………	一〇九
拾ひ屋をどうする……………	一〇九
新試みの生業質屋……………	一一〇

別紙附録

大阪銃後ニュース



雜誌「關西司法保護」を發行

昨秋結成された關西司法保護事業聯盟は刑余者保護強化の一策として全國検事局に率先して二月から「關西司法保護」といふ保護雜誌を定期刊行して(當分隔月)市場へ賣出すことになつたが會長の金山檢事長はじめ常務理事の遠藤檢事正、眞野控訴院次席檢事らも毎月執筆して虚げられた刑余者の更生にあかるい光明と指針を與へようといふのであるが、大阪検事局のこの新機軸は時局に相應しい新計畫として注目されてゐる

半島同胞に國語讀本

協和會で教へる

大阪府下の半島人約二十五萬のうち三分の二以上が殆ど無學に近い實情なので府協和會では廣告ビラが讀める程度の國語知識の普及に

乗り出しまづ府下二十三橋風會の青年部員約三千名(十五より二十歳まで)を全然無學なものと小學校中退程度のもとと教室に分けて十隣保館で毎週二晩六ヶ月間で速成の「國語特別講座」を新春から開始した

この講座用に編輯された「協和讀本」は尋常小學校國語讀本卷一から卷六までを四十五課五十二頁に要領よく纏め上げた縮刷版「國語讀本」である

新病棟開く

市立刀根山病院

市民の結核防止に大童の市保健部ではさきに昭和十二、十三年度繼續事業として、經費百九十四萬七千圓をもつて泉南郡貝塚町の結核療養所(病床八百五十床)新設と併行して工事を進めてゐた市立刀根山病院の病棟五棟(病床三百五十床)の増設事業は着々と進捗、こ

のほど木造二階建、延坪五百七十坪の瀟洒な病棟二棟が竣工、いよゝさる十七日から入院患者の收容を開始した

新病棟には眞新しいベッド百四十床が備へられ、これまでの病床と合せて千四十床となつたわけであるが、同病院は相變らず入院申込患者の殺到振り物凄くいつでも入院待機者が五百名を下らず、申込み後入院までに、六、七ヶ月を要したといふ待機レコードまで作られてゐるほどで、新病棟は開館忽ち満員の有様であつた、市ではさらに残り三病棟の建設工事を急ぎ六月末までには是非とも竣工すべく努力してゐる

速記の講習

市社會部で開く

大阪市社會部では主として離職者のために左記の通り速記講習を行

つてゐる

第一回一月十六日より二月十五日まで第二回二月二十日より三月二十四日まで天王寺區俗人町府社會事業會館で▽受講資格は中等學校卒業程度の學力ある男女で年齢に制限なし▽講師は中根速記協會大阪支部長山口隆康氏▽聽講無料

拾ひ屋をどうする

府當局で取締の協議

現在大阪府下には一萬人を超える半島人の拾ひ屋があるが公衆衛生上また保安上いかゞはしいものが多く非難の聲が高い、しかるに彼らのなかには各家庭の屑箱を漁つて歩くだけで月収六十圓も得るものもかなりあつて、廢品回収の國策的見地からすれば立派な一つの職士(？)だといへぬことはな

しては他に屑買商人、寄せ屋問屋などありこれらはいづれも官許され目下當局の方で組合をそれ〴〵設置する準備を進めてゐるが、拾ひ屋に關しては屑物營業取締規則および大阪府違警罪の二つがあつて法的には禁止されてゐるわけで、たゞ現在はいはゞ黙認の形だ、このほど拾ひ屋關係者から他府縣の状況にかんがみ、大阪でも拾ひ屋を官許してほしいとの嘆願書が知事あてに提出されてをり

かうしてやうやく問題化し當局でも本腰を入れて研究の機運を生じ去る十八日午後一時半から府知事別館で社會、商工、特高、保安、衛生、刑事、内鮮等の各課係官が參集半島人の屑拾ひ整理取締に關して第一段の評定を行つた、この協議では意見の發表にとゞまり決定的な結論がなかつたが非公認の拾ひ屋を今後どう當局が扱つてゆ

新試みの「生業質屋」

轉失業者へ嬉しい救の手

大阪市社會部ではこんど時局産業業者のみを目標とする珍らしい生業質屋を經營することになつたこれは公益質舖開設十周年の記念事業としてつくられるもので、場所は湊屋宿泊所新設により同所へ移轉する港區九條南通一丁目市立九條宿泊所(境川寮)跡をこの質屋にあてるが同部では二月早々から改造工事に着手、來る五月から開業するはずである

この質屋は生業資金を融通するたけのものだから普通の質屋と趣きを異にし、從來の質屋で取扱はぬ一般質物を入れる倉庫兼質屋といつたところで、轉失業者を餘儀なくされた中小商工業者

の商品から製品なども入質させ小は縁日の屋臺店でも入質出来る

なほ融通限度についても一般質屋は一世帯三百圓迄であるのに對し五百圓までに擴張するはずで倉庫收容力ならびに融通總額は二十萬圓ぐらゐるとなる見込みである

本號寄稿者

- ▽大内經雄 協調會參事
- ▽鈴木榮太郎 岐阜高等農林教授
- ▽前田偉男 東京少年審判所審判官
- ▽松岡眞太郎 福岡少年院教官
- ▽齊藤 涉 大阪少年審判所少年保護司
- ▽佐脇昇雲 横濱少年保護所長
- ▽菊地俊諦 武藏野學院長
- ▽有賀彰平 京都府社會課
- ▽川村秀文 保險院企畫課長
- ▽古田誠一郎 聖ヨハネ學園長 (敬稱略)

社會事業研究

(毎月一回一日發行)

定一部	金五拾錢	廣告料
價壹ヶ年金五圓	金貳拾圓均一	

(大正二年八月二十七日)
(第三種郵便物認可)
昭和十四年二月一日發行
(毎月二十八日納本)

編輯兼 津 守 陸 太 郎
發行人 林 節
印刷所 大阪出版堂
大阪府北區濱崎町一八番地
電話 七二四二番
電話 七二四二番
大阪府社會事業會館内
二四番地
大阪府社會事業聯盟
發行所 大阪府社會事業聯盟
(電話)天王寺 六三三五番
扇町 六八六二番
扇町 二六〇八番